

遠距離児童・生徒通学援助費交付内規

(目的)

第1条 この援助費は、遠距離通学となった児童・生徒に対し、市が援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 援助費の対象となる児童・生徒は、通学距離（児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の距離）が、小学校3年生以下の児童においては3キロメートル以上の者、小学校4年生以上の児童及び中学校の生徒においては4キロメートル以上の者とする。ただし、区域外就学、隣接校選択及び私的事由による者は除く。

2 「学校統合に伴う児童・生徒の通学援助費交付内規」の援助対象であった地域に居住する児童・生徒で、特別な事情により市長が認めた者は、この内規の対象とする。

(援助の条件)

第3条 援助を受けようとする児童・生徒は、長期休業期間を除き、路線バスの通学定期券を購入しなければならない。ただし、井田・舟山地区の児童・生徒が特別の事情によりタクシーを利用することを教育委員会学校管理課が認めた場合のみ、その運賃額を援助する。

(援助費の支給時期及び方法)

第4条 援助費は、援助を受けようとする児童・生徒の保護者の申請に基づき、学期ごとに口座振替により支給する。また、通学定期によらず休業日等に登校する場合については、実績をもとに適宜口座振替により支給する。

(援助額)

第5条 援助額は、児童・生徒の住居と学校所在地の間に存する通学のための最も合理的なバス運行区間の交通費で、一・二学期は4ヶ月定期券相当額、三学期は3ヶ月定期券相当額とし、休業日等の登校日分は、その回数分の運賃額とする。

ただし、学期途中の転出入者は、その間の最も経済的な運賃相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、中学校の生徒においてその通学距離が4キロメートル以上6キロメートル未満の者及び第2条第2項に規定する者は、前項の額の半額とする。

(援助費使途検査)

第6条 教育委員会学校管理課は、援助対象者に随時定期券の提出を求め、援助費の使途検査をすることができる。

(援助費の返還)

第7条 教育委員会学校管理課は、援助費の使途検査で不正が認められる場合は、援助対象者の保護者に援助費の返還請求をすることができる。

付則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

付則

この内規は、平成4年6月5日から施行する。

付則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

付則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。